

指定市町村の指定基準等に対する意見及び対応状況

農林水産省

目次

- 指定市町村の指定基準
 - I 優良農地を確保する目標を定めること P1
 - II 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること P3
 - III 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること P6
- 指定市町村の指定手続等 P8

指定市町村の指定基準

I 優良農地を確保する目標を定めること

| 主な意見 | 対応状況 | |
|--|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 集团的農地などの優良農地の確保に係る適切な目標を定めることは、地方六団体提言の趣旨に叶うものであるが、<u>目標設定に当たっては、地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で、個々の農地の条件や地方の状況を反映した算定方法に依るべきである。</u> ・ <u>指定市町村の定める目標について、都道府県の定める目標との整合性を、一定、考える必要があることは理解するが、一律に都道府県に対する意見聴取を行うべきではなく、意見聴取の実施は、当該地域における施策の進捗状況や見込みを著しく逸脱する等、特段の事由がある場合に限るべきである。</u> ・ 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能を果たしている有限で貴重な資源であるという観点等、全国的な立場から「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」を定めることは十分に理解するが、<u>指定市町村が定める農用地等の面積の目標については、各団体が算定した数値を十分に尊重するべきである。</u> | <p>○ 指定基準 I の考え方において、最近のすう勢や農地の確保に関する施策の効果、市町村の独自の事情が適切に見込まれている場合、この基準を満たすものとする旨、明記しており、個々の農地の条件や地方の状況を反映した算定方法となっていると考えている。</p> <p>なお、市町村が面積目標を算定するに当たって参考となる具体的な算定例を早期に作成して示す考えである。</p> | <p>P2.3</p> |
| | <p>○ 指定手続等案の考え方において、都道府県知事からの意見聴取は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用許可事務の実施状況 ・ 農地への公共施設の設置の状況 ・ 違反転用等に対する是正措置の状況 ・ 都道府県の優良農地の確保に関する目標との整合性 <p>など、指定基準に係るものについて実施するものとする旨、明記している。</p> <p>○ 地方公共団体が算定した面積目標については、十分に尊重する考えであるが、算定に当たっては、具体的根拠をもって適正に目標を設定していただく必要があると考えている。</p> | <p>P9</p> |

主な意見

対応状況

- ・ 設定された目標の達成状況の評価を行う際には、設定された目標の期間内の施策の進捗状況や目標の期間内に生ずる社会情勢の変化等を十分に加味すべきであり、設定された目標と達成された数値を単純に比較することのみにより、評価を行うべきではない。
- ・ 都市計画マスタープランは一般的に長期にわたる計画であり、この中で、どの程度の開発が行われるかを記述することは難しい。
- ・ 面積目標は、現在の農用地区域内農地の面積を維持することが基本ではないか。全国の農用地区農地の面積目標の見直しをベースに検討すべきである。また、担い手への農地の集積目標とも連動するよう検討すべきである。
- ・ 市町村によって荒廃農地の把握は異なる捉え方をしているものと考えられることから、面積目標については、市町村独自の考え方で算定することについて配慮が必要ではないか。

- 面積目標の評価は、設定された目標と実績を単純に比較することのみにより行うものではなく、評価に当たっては、市町村の事情を十分考慮する考えである。
- 指定基準Ⅰの基準案において、都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画を考慮できる旨、明記している。
・基準案の2
- 指定基準Ⅰの基準案において、国が策定する「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」等及び都道府県が策定する「農業振興地域整備基本方針」に沿って、最近のすう勢及び農業の確保に関する施策の効果を適切に勘案していることとする旨、明記している。
・基準案の1
- 指定基準Ⅰの考え方において、最近のすう勢や農地の確保に関する施策の効果、市町村の独自の事情が適切に見込まれている場合、この基準を満たすものとする旨、明記している。
なお、市町村が面積目標を算定するに当たって参考となる具体的な算定例を早期に作成して示す考えである。

P2.3

P2

P2.3

II 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること

| 主な意見 | 対応状況 | |
|---|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 法令に根拠のある事項について違反したかどうかについて判断を行うべきとした点は、地方としても納得できるものであるが、<u>その対象とするべき行為も、法律、政令、省令に定める手続きに限るべきであり、事前調整等、事務の円滑な進捗を目的とした事実上の行為を対象とするべきではない。</u> 第1回検討会において、「<u>法令</u>」の範囲が法律、政令、省令である旨、事務局から見解をいただいているが、<u>基準に明確に記載すべきである。また、法令の解釈及び運用にあたっては、地方自治体との認識のすり合わせに努めるべきである。</u> 農地転用許可が不要となっている道路整備等、土地収用法第3条に列挙される事業については、それら事業の実施により達成される公益の実現を目的としており、その実現にあたっては、様々な利害が十分に比較衡量されていることから、<u>優良農地の確保の観点のみから、それらの妥当性を判断することは適切ではない。</u>そのため、「市町村の道路、公園等の設置に係る行為」については、「農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用することと認められること」を判断するための事由とするべきではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前調整については、御意見を踏まえ、第2回検討会において提示した「たたき台」において削除している。 ○ 法令に違反したか否かを判断する根拠としては、指定基準Ⅱの基準案において、農地法、同法施行令及び同法施行規則とする旨、明記している。 ・基準案の1～3 ○ 留意事項において、国は、市町村との間で法令の解釈について見解の相違があった場合は、双方の見解の一致を見出すよう努めることとする旨、明記している。 ○ 指定基準Ⅱの基準案において、優良農地の確保の観点のみからではなく、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものでないこととする旨、明記している。 ・基準案の4 | <p>P4.5</p> <p>P6</p> <p>P5</p> |

| 主な意見 | 対応状況 | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 留意事項に記載のある項目のうち、「<u>法令の解釈について見解が相違する場合においても、そのことをもって指定しないという運用は行わない</u>」(改善が必要な事案があった市町村であっても)事務の改善が図られており、その達成に向けて農地の確保に関する施策に積極的に取り組むと認められる市町村については、<u>本基準を満たす</u>」といった内容も基準に含めるべきである。 公共転用は許可不要であり、許可基準はない。<u>法令の趣旨に照らし合わせた場合に不適切であるかについて、明確に分かるよう工夫すべきである。</u> 法令の解釈について見解が相違する場合における指定の運用については、<u>国と地方のどちらの解釈が妥当なのか、あるいは、どちらの解釈も成り立つことから何らかの手当てが必要であるのかといった点の見極めが大事であり、書き方について留意していただきたい。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定基準Ⅱの基準案において、指定基準を満たすか否かを判断する根拠としては、農地法、同法施行令及び同法施行規則とする旨、明記していることに加え、留意事項において、法令の解釈について見解が相違することだけをもって指定しないという運用は行わない旨、明記している。 ・基準案の1～3 ○ 改善が必要な事案があった市町村の取扱いについては、指定基準Ⅱの基準案において、違反の是正等が図られ、優良農地を確保する目標を定めるとともに、その達成に向けて農地の確保に関する施策に取り組むと認められる市町村については、要件を満たすものとする旨、明記している。 ・基準案のただし書き ○ 指定基準Ⅱの基準案において、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものでないこととする旨、明記している。 ・基準案の4 ○ 留意事項において、法令の解釈について見解が相違する場合については、そのことだけをもって指定しないという運用は行わないこと、国は、双方の見解の一致を見出すよう努めることとする旨、明記している。 | <p>P4.5.6</p> <p>P4</p> <p>P5</p> <p>P6</p> |

主な意見

対応状況

- ・ 個別の農地転用の過去の違反事例をチェックし、一件でも瑕疵があれば不適切
ということではなく、将来の農地の確保について、しっかり計画を作成することを評
価すべきである。
- ・ 過去に不適切な取扱いがあったとしても、国において事例集の作成等を通じて
農地転用許可基準を明確にすれば、指定市町村においてミスを犯すことはなくな
るのではないか。

- 指定基準Ⅱの基準案において、違反
の是正等が図られ、優良農地を確保す
る目標を定めるとともに、その達成に向
けて農地の確保に関する施策に取り組
むと認められる市町村については、要件
を満たすものとする旨、明記している。
・基準案のただし書き
- 留意事項において、国は、許可基準
の明確化、事例集の作成等により、指定
市町村における適切な運用が図られる
よう努める旨、明記している。

P4

P8

Ⅲ 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

| 主な意見 | 対応状況 | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 指定市町村の指定へ向け、意欲のある市町村が指定を受けられるようにすべきであり、<u>配置される職員数等の組織体制により、その適否を判断するべきである。小規模市町村における組織体制の実態を踏まえると、経験年数2年以上の職員を必置とする基準は現実に即していない。経験年数2年以上の職員の必置を前提とするべきではなく、研修等受講によるみなし規定の適用を基本とするべきである。</u> <u>農業振興地域制度に係る事務への従事経験年数を農地転用許可制度に係る事務への従事経験年数と同等のものとして扱い、両制度への従事経験年数を一体的に採用することが可能となるよう基準に規定するべきである。</u> 事務処理体制の確保の継続性に係る判断基準が抽象的であり、不明確である。<u>あくまでも、指定市町村への申請時点の事務処理体制を基本とし、判断を行うべきである。</u> 地方自治法に基づき市町村の事務を農業委員会へ事務委任する場合は、首長部局と農業委員会の双方において、<u>事務処理体制の整備を重複して求めるのではなく、それらの体制を一体的に評価した上で、その事務処理体制の適否を判断すべきである。</u> 国は、<u>許可基準の明確化、事例集の作成、研修及び日頃の相談に適時・適切に対応できる体制の充実を図り、指定市町村を適切に支援するべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定基準Ⅲの基準案において、農地転用許可申請件数が少ない市町村、また、経験年数が短い担当者を配置する市町村でも対応できるような基準案としている。 ・基準案の1、2 ○ 指定基準Ⅲの基準案において、農地転用許可制度又は農業振興地域制度に係る事務処理に従事した経験を有していることとする旨、明記している。 ・基準案の1 ○ 考え方において、指定市町村からの申請時点の体制を確認して指定することとする旨、明記している。 なお、指定後の事務処理体制については、運用状況の報告の際に、変更があれば報告してもらうことを考えている。 ○ 農業委員会へ事務委任する場合には、市町村と農業委員会の体制を一体的に評価した上で判断することとなる。 ○ 留意事項において、国は、許可基準の明確化、事例集の作成、研修及び相談体制の充実を図ること等により、指定市町村における適切な運用が図られるよう努める旨、明記している。 | <p>P7</p> <p>P7</p> <p>P7</p> <p>P8</p> |

主な意見

対応状況

- ・ 本制度のスムーズな導入と定着を図るうえでは、現在事務処理特例制度による農地転用許可等を行っていない市町村も含め、指定を受けた市町村は原則として農業委員会に事務を再委任するように方向付けるなど、農業委員会の役割を明確に位置づけることが必要である。
- ・ 行政委員会としての農業委員会の事務局体制をみると、遊休農地の措置や利用意向調査、農地台帳の作成・公表等の新たな業務が増えているにもかかわらず、市町村の厳しい財政事情により十分な職員数の確保が難しくなっているのが現状である。本制度の導入にあたっては、農業委員会の体制整備こそが必要になると思われる。
- ・ 指定された場合は、市町村において違反転用に対する事務や行政不服審査への対応も行うこととなることから、事務処理体制がしっかりとしている必要があり、人事異動がある中で画一的に2・3年とはならない。
- ・ 国による研修も重要であるが、都道府県農業委員会ネットワーク機構による研修などについて連携を図ることにより、職員の資質向上に結び付くのではないか。

- 農業委員会への事務委任については、市町村の判断により行われるものと考えている。
- 農業委員会については、今般の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員が新設され、これにより業務の役割分担が明確になり、これまで以上に効率的に業務を処理することができる体制になると考えている。
- 指定基準Ⅲの基準案において、農林水産省、都道府県及び都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する研修を受講することにより、2年以上従事した経験を有する者と同等の法令に関する理解を有すると認められる場合は、要件を満たしているものとみなす旨、明記している。
・基準案の1

P7

指定市町村の指定手続等

| 主な意見 | 対応状況 | |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 指定の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定市町村の指定にあたり、都道府県の意見聴取は基本的に不要であり、都道府県が市町村の申請状況を把握するための手続は必要最小限度にすべきである。<u>市町村の運用状況の把握等、曖昧模糊とした意見聴取は不要である。</u> 指定市町村の指定手続については、<u>指定申請に係る書類を簡素化するなど、市町村に過度の事務負担を強いることがないよう配慮すべきである。</u> <p>3. 指定の取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定の取消しについては、<u>法令に根拠のある事項について違反したかどうかについて判断を行うべき。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方において、都道府県知事からの意見聴取は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用許可事務の実施状況 ・ 農地への公共施設の設置の状況 ・ 違反転用等に対する是正措置の状況 ・ 都道府県の優良農地の確保に関する目標との整合性 など、指定基準に係るものについて実施するものとする旨、明記している。 ○ 考え方において、指定申請に係る書類は、市町村の負担にならないよう必要最小限のものとする旨、明記している。 ○ 法令に違反したか否かを判断する根拠としては、指定基準Ⅱの基準案において、農地法、同法施行令及び同法施行規則とする旨、明記している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案の1～3 | <p>P9</p> <p>P9</p> <p>P4.5</p> |